

札幌市内宿泊施設感染症対策等支援補助金 交付要綱FAQ Ver2

令和3年3月12日時点

No.	分類	Q	A
1	補助対象者	営業している宿泊施設は札幌市内にあるが、本社が札幌市外にある。この場合は申請可能か。	申請可能です。
2	補助対象者	会社の本社は札幌市内にあるが、営業する宿泊施設は札幌市外にある。この場合は申請可能か。	申請できません。
3	補助対象者	民泊を営業しているが、補助金対象となるか。	申請できません。
4	補助対象施設	札幌市内で複数の宿泊施設を営業しているが、それぞれ申請できるのか。	申請可能です。1施設あたり、1回の申請が可能です。
5	補助対象施設	上限額まで補助金交付を受けていないが、差額分をもう一度申請することは可能か？	申請できません。1施設あたりの申請回数は1回が限度となります。
6	補助対象事業	従業員が利用する、マスクやアルコールなどの消耗品の購入についても補助対象となるか。	消耗品の購入については本補助の対象外としております。補助対象事業の詳細については補助要綱別表1を確認ください。
7	補助対象事業	補助要綱別表1に記載のない事業は補助対象とならないのか。	別表1に記載のない事業は個別に判断いたしますので、申請前に札幌市に相談してください。
8	補助対象事業	交付決定前に実施した事業は補助対象となるか。	対象外となります。補助金交付決定後に実施した事業が補助対象となります。
9	補助対象事業	既に感染症対策等を行っているが、追加で備品を購入する場合、申請可能か。	申請可能です。
10	補助金の補助率、限度額等	補助申請額に消費税を含めて良いか。	消費税及び地方消費税については補助対象経費に含めません。
11	申請及び決定	備品購入及び設備整備・改修を同時に申請して良いか。	申請可能です。この場合の補助上限額は備品購入：40万円、設備整備・改修：500万円となり、最大で540万円の補助金が交付されることとなります。
12	申請及び決定	申請から交付決定までどのくらい時間がかかるか。	書類に不備がない状態となってから概ね2-3週間程度の時間をいただく想定です。
13	申請及び決定	予算を超えて申請が来た場合の交付決定の選定基準を教えてください。	不備がない書類での申請による先着順となります。予算に達した時点で公式HP等にてお知らせいたしますので、申請前にご確認ください。

札幌市内宿泊施設感染症対策等支援補助金 交付要綱FAQ Ver2

令和3年3月12日時点

No.	分類	Q	A
14	申請及び決定	申請書類に不備があった場合、申請順位はどうなるのか	原則、書類に不備があった場合は不備が改善された段階で有効な申請がなされたものとみなします。 そのため、補助金交付決定額が予算に達したのちに書類不備を改善いただいても補助金の交付ができない場合があります。 申請時には、書類に不備がないか今一度ご確認くださいませようお願いいたします。
15	申請及び決定	持参で申請は可能か。	感染症拡大防止の観点から、郵送での申請にご協力いただきますようお願いいたします。
16	申請及び決定	申請開始日(令和3年3月15日)より前に事前に提出をしておくことは可能か。	申請開始日より前の提出は認めておりません。申請開始日より前に提出を受けた申請書類一式については、返却いたします。
17	交付条件	当初は要綱に記載の期間内で業務完了ができる見込みであったが、事情により期間を超えることとなった。補助金は交付してもらえるか。	原則、補助金交付決定は取消となります。 しかし、新型コロナウイルス感染拡大による物品搬入の遅れ等、やむを得ない事情が明白である場合は補助金を交付する場合があります。判明した時点で札幌市へ相談してください。
18	計画の変更又は中止	補助金交付決定後に追加で購入、整備・改修を行いたい場合、補助金申請額の変更は可能か。	補助金申請額の変更については、減額については認められますが、増額については原則認められません。
19	実績報告書の提出	実績報告書の提出期限を教えてください。	補助交付決定通知を受け、事業が完了した日から起算して30日以内に別表3に記載の書類を添えて提出していただくこととなります。 ただし、令和3年3月31日までに事業を実施する場合は補助対象事業の支払いを完了したうえで令和3年3月31日までに実績報告書をご提出いただく必要がありますのでご注意ください。
20	補助金の交付額の確定及び請求書の提出	実績報告書の提出から補助金交付額の確定までどのくらい時間がかかるか。	書類に不備がない状態となってから概ね2-3週間程度の時間をいただく想定です。 補助金確定通知受領後は札幌市あてに請求書の提出をいただきますようお願いいたします。
21	他補助事業との併用	国や北海道等で同内容の補助事業を実施していた場合、同事業に関して併用申請をしてよいか。	併用申請は認めておりません。

札幌市内宿泊施設感染症対策等支援補助金 交付要綱FAQ Ver2

令和3年3月12日時点

No.	分類	Q	A
22	申請及び決定	自己所有でない施設で宿泊業を営んでいる。この場合の提出書類を教えてください。	提出書類は別表2に記載の書類の他、施設の所有者から施設を賃借等をしていることが確認できる書類を添付してください。(賃貸借契約書・業務委託契約書など)
23	申請及び決定	旅館業の許可を受けているものから委託を受けて、宿泊業を営んでいる。この場合の申請主体を教えてください。	原則、申請主体は旅館業の許可を受けている方になります。
24	申請及び決定	添付処理の納税証明書は何を出せばよいか教えてください。	<p>〈申請主体が法人の場合〉 法人に対して課されている札幌市税の全て(法人市民税・固定資産税など)に滞納がないことが確認できる納税証明書(指名願)を提出してください。</p> <p>〈申請主体が個人の場合〉 個人に対して課されている札幌市税の全て(市民税・固定資産税など)に滞納がないことが確認できる納税証明書(指名願)を提出してください。</p>